

年金制度の理念と構造 ～課題と将来像

第13回 第3号被保険者制度と配偶者の加給年金

(株)日本総合研究所特任研究員

高橋 俊之

原則隔週の本連載では、制度の理念や根底の考え方に立ち戻りつつ、年金の制度論、財政構造、実務、社会経済システムの中での位置づけを踏まえながら、年金制度の抱える課題と段階的改革の方向について、できるだけ易しい言葉で、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

第13回の今回は、「第3号被保険者制度と配偶者の加給年金」です。

1. 第3号被保険者制度が作られた理由

- ✓ 第3号被保険者制度は、従来の厚生年金の給付から切り出して独立した給付にしたもの
- ✓ 第3号被保険者制度の創設時には、「夫婦世帯と単身世帯の水準分化」が意図された
- ✓ 1人あたり賃金と同じ世帯であれば、片働きでも、共働きでも、単身世帯でも、1人分の保険料負担と年金額は同じ

2. 第3号被保険者制度に関するこれまでの議論と今後

- ✓ 平成13年の「女性と年金検討会」を踏まえて、平成14年に「4つの見直し案」を検討
- ✓ 平成16年改正で、「夫婦共同負担の基本認識」を法律上明記した
- ✓ 民主党政権では、二分二乗方式を踏まえた検討の方針を掲げた
- ✓ 平成27年1月の年金部会の議論の整理では、適用拡大による対象者の縮小方針で一致
- ✓ 勤労者皆保険を徹底して進めた上で、第3号被保険者制度は維持するのが良い

3. 老齢厚生年金の配偶者の加給年金と老齢基礎年金の振替加算の今後

- ✓ 配偶者の加給年金は、基礎年金ができる前の制度が一部残っているもの
- ✓ 老齢厚生年金の配偶者の加給年金は、必要性が低下しており、早急な廃止が妥当
- ✓ 基礎年金の振替加算は、基礎年金創設時の経過措置であり、新規の支給は近く終了する

1. 第3号被保険者制度が作られた理由

①第3号被保険者制度は、従来の厚生年金の給付から切り出して独立した給付にしたもの
基礎年金制度の仕組みは、本連載の第7回「基礎年金の拠出期間45年化の意義」の1で説明したとおりです。第3号被保険者制度については、様々な意見がありますので、まず、この制度ができた理由を見てみましょう。

図表1のとおり、昭和60年改正で基礎年金制度ができる前は、厚生年金は世帯単位の給付設計であり、夫の名義の年金で夫婦2人が生活する給付設計でした。厚生年金は厚めの定額部分と報酬比例部分からなり、年金受給者に被扶養配偶者がある場合は、配偶者の加給年金が加算されました。

このため、昭和36年に国民年金制度が発足した時点では、厚生年金など被用者年金の被保険者の妻（サラリーマン世帯の専業主婦）は、国民年金の強制適用の対象とせず、任意加入はできるようにしていました。

その結果、妻が国民年金に任意加入していた場合は、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金に加え、妻の国民年金が支給されることとなり、夫婦2人分の受給額は夫婦とも40年加入する頃には、現役時代の夫の収入よりも多くなることが予測されました。

一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金は受給できず、離婚した場合には自分名義の年金がないという問題がありました。

そこで、昭和60年の年金改正で、サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、自分名義の年金権を得られるようにしました。その際、第3号被保険者については、健康保険で被扶養配偶者は自ら保険料を負担せずに医療保険給付を受けているのと同様に、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとしました。

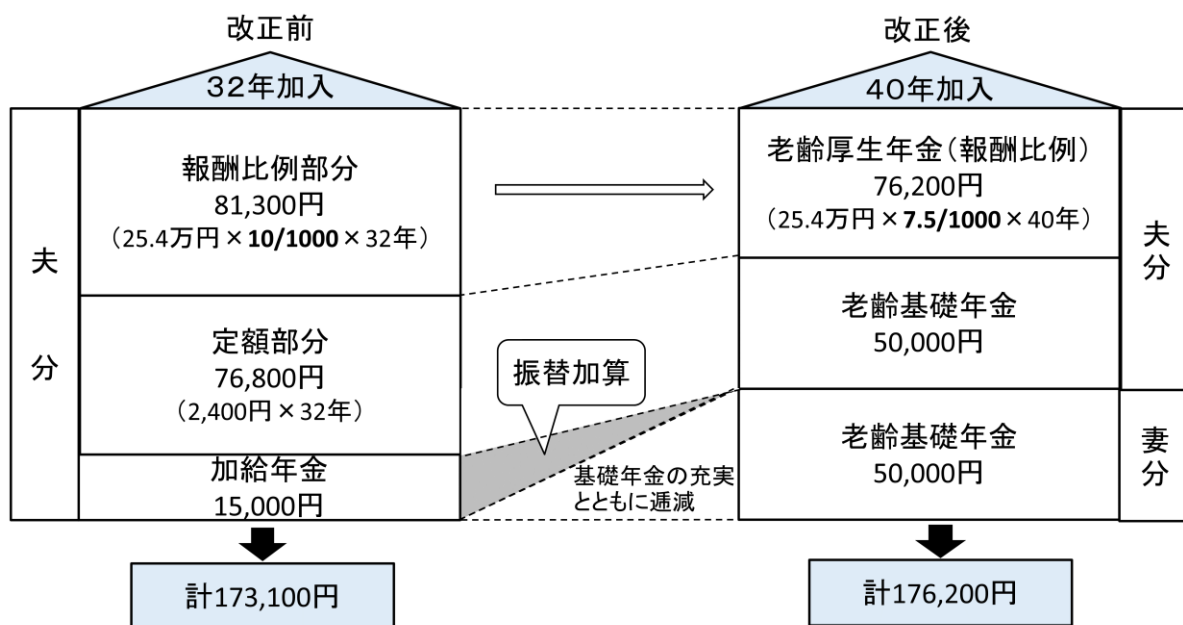
国民年金第3号被保険者の制度は、厚生年金から切り出されて作られたものと考えると分かりやすいです。

もともと、厚生年金制度では、夫婦2人分の生活費を考慮し、厚い定額部分と報酬比例部分に加え、被扶養配偶者がある場合は、加給年金が加算され、これらを厚生年金保険料で賄っていました。基礎年金の制度化に当たって、第3号被保険者に対する基礎年金は、厚生年金の定額部分や報酬比例部分の一部と配偶者の加給年金を切り出して、独立した基礎年金給付としたものです。第3号被保険者分の基礎年金拠出金を、厚生年金保険料で賄う仕組みになっているのも、この厚生年金制度からの切り出しに由来します。

基礎年金の創設時には、本連載の第4回（少子高齢化と年金）の2①で説明しましたように、32年加入から40年加入の時代に合わせた給付乗率の引き下げも行われていますが、平均的な

標準報酬の場合、改正前は、報酬比例部分 8.1 万円、定額部分 7.7 万円、加給年金 1.5 万円
 で合計 17.3 万円であったものが、改正後は、報酬比例部分 7.6 万円、老齢基礎年金 5 万円が
 2 人分で、合計 17.6 万円という給付設計になっており、夫の定額部分・報酬比例部分の一部
 と加給年金を切り出して、妻の老齢基礎年金を作った姿が分かります。

図表 1 基礎年金制度の創設と第3号被保険者制度



(注) 25.4万円は、当時の現役男子の平均標準報酬月額。 32年は、改正前の平均加入期間。
 2400円は、昭和55年改正時の単価2050円を昭和59年度価格に換算したもの。
 (注) 給付乗率は、その後、平成12年改正で、さらに5%引き下げ(7.125/1000)られた上で、
 総報酬制(賞与にも保険料を課す)に伴う乗率の換算により、現在は5.481/1000となっている。

②第3号被保険者制度の創設時には、「夫婦世帯と単身世帯の水準分化」が意図された

第3号被保険者制度の創設時の厚生省の審議会の意見書等から、当時、どのような議論であったかを見てみましょう。

昭和54年4月18日の年金制度基本構想懇談会報告「わが国年金制度の改革の方向－長期的な均衡と安定を求めて－」では、次のように書かれています。

『現在のわが国の被用者年金の給付水準の問題点の一つとして、**単身の場合と夫婦の場合とで実質的な水準の相違がない**ということが挙げられる。

単身の場合と夫婦の場合では、**世帯としての生活費には相当程度の相違**があり、諸外国においては、夫婦の場合には、単身の場合に比して五割程度高く給付水準を設定している例が多い。

わが国の被用者年金の場合、**夫婦を念頭においた給付水準が設定**されているが、その結

果、**相対的に単身者は、夫婦に比し有利な水準設定**となっているということができよう。

一方、夫婦共働き世帯で、夫婦がそれぞれ被用者年金から年金を受ける場合や、夫が被用者年金制度から、妻が国民年金から年金を受ける場合には、今後、加入期間の長期化に伴い、世帯として受ける年金額が相当高くなることが考えられる。さきに述べたように、今後長期的にみれば、個人個人がそれぞれ制度の本来的な年金を受けるようになることが見込まれるので、被用者年金においても、**単身と夫婦の給付水準を見直し、段階的に単身の水準を夫婦の場合に比し、適切で均衡のとれたものになるようにしていく必要がある**、また、世帯類型等に応じ、合理的な給付の調整を行う必要がある。』

また、**昭和 58 年 7 月 15 日の「厚生年金保険制度改正に関する意見」**（社会保険審議会厚生年金保険部会）では、次のとおりです。

『第二の課題は、年金の給付を夫婦単位で考えるか個人単位で考えるかという問題である。厚生年金保険をはじめとする被用者年金においては、年金の給付水準は世帯単位で構成されているが、**夫婦世帯と単身世帯との水準分化は不十分**である。これに対し、国民年金においては、夫婦世帯においても、夫・妻それぞれが被保険者、受給権者となるという構成である。さらに被用者の妻は国民年金に任意加入できるという複雑な仕組みになっている。こうした制度上の複雑さに加え、近年における婦人のライフサイクルの顕著な変化を反映して、夫婦の就業形態、年金加入の態様により、世帯における給付水準は極めて多様になっている。このため、厚生年金保険の給付水準を検討する場合においても、婦人の年金をどのように考えるかが重要な要素とならざるを得ない。

厚生年金保険の給付水準としては、**夫婦世帯と単身世帯のバランスを合理化**するものとし、一方、被用者の妻の大半がすでに国民年金に任意加入していること、任意加入していない妻が障害者になった場合や離婚した場合の年金保障が十分でないことを考慮して、**すべての婦人に独自の年金権を確立する**という方向で検討すべきであろう。』

そして、**昭和 59 年 1 月 24 日の「基礎年金の導入等に伴う改正について」**（社会保険審議会答申）では、次のとおりとなっています。

『今回の諮問案は、**全国民に共通する基礎年金を導入**することにより、（中略）**被用者世帯における夫婦世帯と単身世帯の給付水準の分化、婦人の年金権の確立及び給付と負担の適正化**を図ることを主たる内容としている。これらは昨年 7 月当審議会厚生年金保険部会が提出した意見に沿ったものである。（中略）諮問案については、基本的に了承するので、その早期実現に努められたい。』

これらを見ると、「**女性の年金権の確立**」とともに、「**夫婦世帯と単身世帯の給付水準の分化**」が、当時、社会保障の制度論として強く求められたことが分かります。

当時の制度は、配偶者の加給年金で若干の調整はされていましたが、報酬比例部分や定額部分の本体の年金額が夫婦2人世帯を想定した金額となっており、夫婦世帯と単身世帯の給付水準の分化が不十分でした。このため、**夫婦世帯と単身世帯では、必要な生活費は違うにもかかわらず、単身者は、夫婦世帯よりも有利な給付設計となっており、給付水準の分化が必要だ、**と考えられていました。

現在、厚生年金第3被保険者制度に批判的な意見では、同じ保険料であるにもかかわらず、第3号被保険者のいる夫婦世帯では、単身者と比べて基礎年金1人分の給付が多いとして不公平という意見がありますが、そもそも、制度創設時に求められたのは、夫婦世帯と単身世帯の給付水準の分化でした。

③ **1人あたり賃金と同じ世帯であれば、片働きでも、共働きでも、単身世帯でも、1人分の保険料負担と年金額は同じ**

本連載の第2回「世帯類型と年金」の2で説明しましたように、現行の制度は、「1人あたり賃金と同じ世帯であれば、片働きでも、共働きでも、単身世帯でも、1人分の保険料負担と年金額は同じ」という構造になっています。

図表2の左上で、夫婦のうち1人が賃金40万円で働き、他方が第3号被保険者であった場合は、2人分の基礎年金と賃金40万円に応じた厚生年金が、世帯の年金給付です。1人あたりでは、1人分の基礎年金と賃金20万円に応じた厚生年金となります。

一方、この賃金40万円を、夫婦2人で20万円ずつ稼いだ場合を見ますと、この場合も、2人分の基礎年金と賃金40万円に応じた厚生年金が、世帯の年金給付です。1人あたりでは、1人分の基礎年金と賃金20万円に応じた厚生年金となり、片働きの場合と同じです。

また、単身で20万円稼ぐ人の年金は、1人分の基礎年金と賃金20万円に応じた厚生年金であり、これも同じです。

以上のように、**夫婦の片働き世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯とも、「1人あたりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも1人あたりの保険料負担も年金額も同じ」**になる構造となっています。この観点で見て、**公平な制度**となっています。

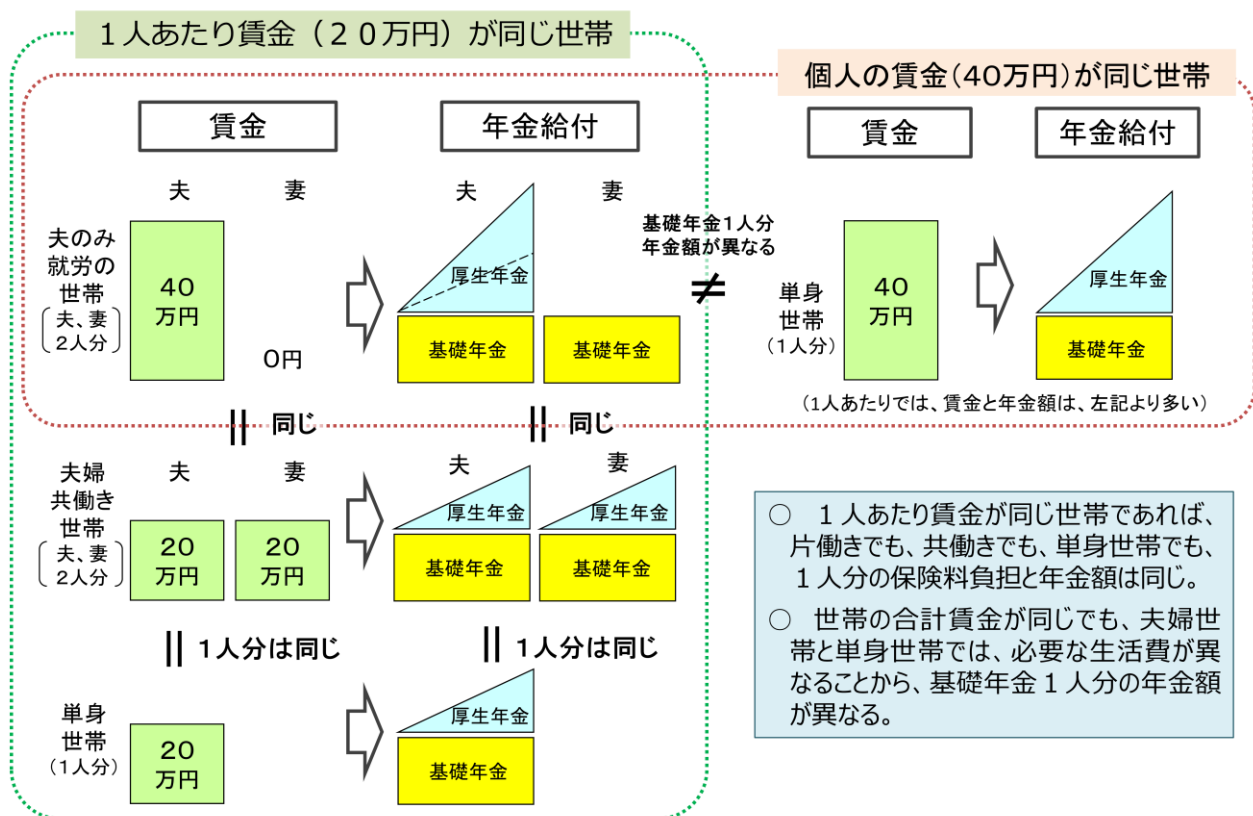
一方、**第3号被保険者制度に批判的な意見**では、比較の仕方が異なっており、図表2の「個人の賃金(40万円)が同じ世帯」の枠で困った部分のように、個人の賃金水準を固定して比較します。**単身世帯で40万円を稼ぐ人の場合の年金は、基礎年金1人分と賃金40万円に応じた厚生年金であり、片働きの夫婦世帯の1人が同じ40万円稼ぐ場合の方が、同じ保険料拠**

出に対して、基礎年金 1 人分多くなっていると指摘します。1 人あたりの比較では、単身世帯で 40 万円稼ぐ方が、賃金、保険料拠出が多い分、年金額も大きいわけですが、公平の捉え方が異なります。

この両者は、世帯の合計賃金は 40 万円と同じであり、保険料拠出は同じですが、単身世帯と夫婦世帯では、必要な生活費が異なりますから、基礎年金 1 人分の年金額が異なることは、その必要性を踏まえた給付設計です。

公的年金制度は、本連載の第 1 回「公的年金制度の意義と役割」の 4 で説明しましたように、「貢献に応じた給付」の考え方と、「必要に応じた給付」の考え方を、適切に組み合わせた制度であり、単身世帯と夫婦世帯では必要な生活費が異なることを考慮している現行の制度設計は、合理的な仕組みであると考えます。

図表 2 公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)



2. 第3号被保険者制度に関するこれまでの議論と今後

①平成 13 年の「女性と年金検討会」を踏まえて、平成 14 年に「4つの見直し案」を検討

平成の時代に入ると、女性の就労とライフスタイルの多様化が進む中で、女性と年金についての様々な議論が提起されました。

そこで、平成 12 年 7 月に、厚生労働省に「**女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会**」が設置され、17 回の議論を経て、**平成 13 年 12 月に報告書**がまとめられました。この資料は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

報告書は、84 ページにもなる大作で、目指すべき方向と基本的な視点、社会保障制度としての年金制度の基本的論点とともに、①モデル年金の考え方、②短時間労働者等に対する厚生年金の適用、③第 3 号被保険者制度、④育児期間等に係る配慮措置、⑤離婚時の年金分割、⑥遺族年金制度の 6 つの課題について、論点を整理しています。その後、議論がまとまったものは、平成 16 年の年金制度改正等に反映されていきます。

報告書では、第 3 号被保険者制度の論点について、「**第 3 号被保険者を抱える片働き世帯を優遇する制度であり、共働き世帯や単身世帯（ひとり親世帯を含む。）と比べて、老齢年金や遺族年金について給付と負担の関係が不公平**となっているほか、**短時間労働者が第 3 号被保険者に留まろうとして就業調整を行う原因となり、女性の就労や能力発揮の障害**となっている、（中略）といった意見があり、第 3 号被保険者制度の廃止又は見直しを求める声も、近年強くなってきている。」としています。

一方、「第 3 号被保険者を抱える片働き世帯と共働き世帯の間で給付と負担の不公平があるという批判があるが、これについては、現行制度では、夫婦世帯で標準報酬の合計が同じであれば、保険料負担は同額で老齢年金の給付も同額となっている」ことなど、議論の前提を整理しています。

その上で、第 3 号被保険者に係る保険料負担に関する**各方面からの意見や検討会で出された様々な提案**について、**6 つの典型化した見直し案に整理し、それぞれの提案の利点及び論点について、整理**しています。

その後、平成 14 年 1 月から、**平成 16 年改正に向けた社会保障審議会年金部会での議論**が始められましたが、**平成 14 年 12 月の第 12 回年金部会**で、**年金局から「年金改革の骨格に関する方向性と論点**」という資料が提出されました。第 3 号被保険者制度については、57 ページから 69 ページにかけて、詳しく書かれています。この資料も、厚生労働省のホームページで見ることができます。

この資料では、女性と年金検討会報告書の 6 つの見直し案の考え方等を踏まえ、図表 3 のような**4 つの案**を、それぞれの**論点とともに、整理**しています。

方法Ⅰの「夫婦間の年金権分割案」は、第 2 号被保険者が納付した保険料について、**給付算定上夫婦が共同して負担したものとみなすこととして、納付記録を分割**しておき、**この記録に基づき夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行う**こととする案です。

方法Ⅱの「負担調整案」は、**第 3 号被保険者に対し、基礎年金という受益に着目した何らか**

の保険料負担を求める案です。Ⅱ－1案では、基礎年金についての負担を、被用者グループでは、定率保険料と定額保険料を組み合わせます。Ⅱ－2案では、第3号被保険者に関する拠出金負担の費用を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率で負担する案です。

方法Ⅲの「給付調整案」は、第3号被保険者に対し、保険料負担を求めない代わりに、基礎年金給付を減額する案です。Ⅲ－1案では、第3号被保険者は、国民年金保険料の免除者と同様に、基礎年金給付は国庫負担相当分の2分の1の額とします。Ⅲ－2案では、第3号被保険者は、国民年金保険料の半額免除者と同様とすると基礎年金給付は4分の3の額となる案です。

方法Ⅳの「第3号被保険者縮小案」は、現行の第3号被保険者制度を維持しつつ、短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大により、その対象者を縮小していく案です。

図表3 平成14年12月の年金部会で年金局が示した4つの案

| 4つの案 | 仕組み |
|---|---|
| (方法Ⅰ) 夫婦間の年金権分割案 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料負担は、従来どおり、第2号の標準報酬に応じた保険料 ・ 年金給付は、第2号の標準報酬が、第3号との間で分割されたものとして評価する。第3号は、基礎年金に加え、報酬比例年金を受ける。 |
| 負担調整案 (方法Ⅱ) 第3号被保険者に対し、基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める | <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ－1 ・ 基礎年金に関する負担について、被用者グループにおいて、応能負担（定率保険料）と応益負担（定額保険料）を組み合わせる。 ・ 例えば、第2号及び第3号に、一律に国民年金保険料の半額の定額保険料の負担を求め、残りの費用は第2号の間で定率で負担。 Ⅱ－2 ・ まず第2号の定率保険料を、第3号の基礎年金に関する拠出金負担分を除いて設定。 ・ 第3号に関する拠出金負担に要する費用を、第3号を抱える第2号の間で定率で負担。 |
| 給付調整案 (方法Ⅲ) 第3号被保険者に対し、保険料負担を求めない代わりに、基礎年金給付を減額する | <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ－1 ・ 第3号は国民年金の免除者と同様の取扱いとし、基礎年金給付は国庫負担部分に限る。基礎年金給付は1/2となる。 Ⅲ－2 ・ 現行では、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第3号に関する保険料負担全額を賄っているが、これを保険料負担の一部に限ることにより、基礎年金給付についても一部とする。 ・ 例えば、国民年金の半額免除者と同様の扱いとすると、基礎年金給付は3/4となる。 |
| 第3号被保険者縮小案 (方法Ⅳ) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の第3号被保険者制度を維持しつつ、短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大により、その対象者を縮小していく。 |

その後、平成15年9月12日にまとめられた年金部会の意見書「年金制度改正に関する意見」では、第3号被保険者制度の見直しについて、「短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。」としつつ、それ以外の案については、賛成論、反対論の両論の意見が掲げられています。

このうち、各案の反対論をみてみます。年金分割案については、「婚姻継続中の分割については、その必要性や夫婦間の財産関係についての他の社会制度との整理について問題が多い」との意見が

ありました。

負担調整案については、「**応能負担という厚生年金の原則を変更するのは不適當である**」という意見、「**世帯の合計賃金が同じでも、片働き世帯にだけ特別な負担を求めると、共働き世帯よりも保険料が高くなるので公平ではない**」という意見、「**事業主の負担や保険料徴収事務の問題がある**」との意見がありました。

また、**給付調整案**については、「**全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反する**」という意見がありました。

4つの案については、各案とも支持する意見がありつつ、反対意見もあって意見がまとまらず、少なくとも短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した、というのがこのときの議論の結論です。

②平成 16 年改正で、「夫婦共同負担の基本認識」を法律上明記した

このような議論を踏まえて、平成 16 年の年金制度改正では、**方法 I の夫婦間の年金権分割案の考え方を活かして、離婚時についてのみ厚生年金の分割制度**（合意分割、3号分割）を制度化するとともに、厚生年金保険法第 78 条の 13 に、「**被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識**」が**法律上明記**されました。

離婚時の厚生年金の年金分割制度は、「**婚姻期間中に負担した厚生年金保険料は、夫婦が共同して負担したものとみなす**」という考え方に立つものです。このうち、合意分割の制度では、離婚した夫婦の合意（合意が整わない場合は家庭裁判所に申し立て）により、夫婦双方の標準報酬の合計の2分の1を上限として、分割の割合を決めることができます。また、3号分割の制度では、合意が不要で、第3号被保険者の請求のみで成立し、第2号被保険者の標準報酬の2分の1が分割されます。いずれも、離婚してから2年以内の請求が必要で、これにより、対象期間中の厚生年金の保険料の納付記録が分割されます。

③民主党政権では、二分二乗方式を踏まえた検討の方針を掲げた

その後、平成 21（2009）年 9 月に発足した民主党政権の下で、社会保障・税の一体改革の議論が始められました。

民主党の「**社会保障と税の抜本改革調査会**」が平成 23 年 5 月 26 日にまとめた『**あるべき社会保障**』の実現に向けて』では、**公的年金制度の改革の方向性**として、**所得比例年金**の年金額については、「**個人単位で計算（有配偶者の場合、夫婦の納めた保険料を合算して二分したものを、それぞれの納付保険料とする = 二分二乗）**」としていました。

そして、平成 24 年 2 月 17 日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」では、年金制度の現行制度の改善の項目として、「第 3 号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性（2 分 2 乗）を踏まえつつ、引き続き検討する。」としています。

これに先立つ平成 23 年 9 月 29 日の社会保障審議会年金部会では、年金局が「第 3 号被保険者制度の見直しについて」という資料を提出して議論が行われており、同年 12 月 16 日にまとめられた年金部会の議論の整理では、第 3 号被保険者制度の見直しについて、様々な意見があったことが記載されています。

④平成 27 年 1 月の年金部会の議論の整理では、適用拡大による対象者の縮小方針で一致

その後、平成 27 年 1 月の年金部会の議論の整理でも、第 3 号被保険者制度について、議論がまとめられています。

議論の整理では、「この制度設計が公平かどうかについては、本部会における議論においても、評価は分かれている。」としながらも、「第 3 号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有した。」としています。

その上で、「第 3 号被保険者の実態をみると、短時間労働に従事している者、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要性が高くない者などが混在している状況にあることが確認できる。このことから、第 3 号被保険者制度については、この制度を単に専業主婦（夫）を優遇しているとのとらえ方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有した。」としています。

そして、「このような状況を踏まえると、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第 3 号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要である。」としています。

この見解については、令和元年 12 月の年金部会の議論の整理でも、維持されています。

⑤勤労者皆保険を徹底して進めた上で、第 3 号被保険者制度は維持するのが良い

第 3 号被保険者に関する議論の構造を、図表 4 にまとめてみました。これを踏まえた上で、私は、勤労者皆保険を徹底して進めた上で、第 3 号被保険者制度は維持するのが良いと考えています。

第 3 号被保険者制度についての論点は大きく分けて 2 つあり、1 つ目は、この制度が公平なのかという論点です。2 つ目は、短時間労働者が第 3 号被保険者に留まろうとして就業調整を生じさせる問題です。

このうち、**2つ目の就業調整の問題**については、**勤労者皆保険を徹底して進め、週 20 時間未満・月 8.8 万円未満の短時間労働者を含め、すべての短時間労働者に被用者保険を適用すれば、手取り収入の段差がなくなるので、就業調整は解消**します。その具体的な方法についての私の案は、本連載の第 10 回「勤労者皆保険の実現に向けて」の 2 で説明した案です

これは、2 か月を超えて雇用される雇用労働者は、すべて被用者保険を適用した上で、**標準報酬月額が月 8.8 万円未満の等級に該当している厚生年金被保険者は、「小額労働被保険者」として区分して、国民年金第 3 号被保険者または第 1 号被保険者と重複適用する案**です。これにより**第 3 号被保険者も小額の保険料を負担**します。**第 1 号被保険者**として国民年金保険料を納付した人には、厚生年金保険料の約 3 分の 1 を占める基礎年金部分を、**被保険者本人に直接、口座振込みで定期的に還付**することで、国民年金保険料との重複負担を回避する方法です。事務処理は、現行の実務の延長上であり、システムで処理すれば、難しいものではありません。

一方、**1つ目の公平性の論点**については、**公平とは何かの見方の問題**です。1③で説明しましたように、夫婦の片働き世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯とも、「**1人あたりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも 1 人あたりの保険料負担も年金額も同じ**」になる構造であり、**この観点で見れば、公平な制度**です。

不公平と見る意見は、個人が納付した保険料と個人が受け取る年金額との対応関係に着目しますが、これは、民間の個人年金の金融商品のような見方をしているのではないのでしょうか。社会保障制度である公的年金は、「**貢献に応じた給付**」の考え方と、「**必要に応じた給付**」の考え方を、**適切に組み合わせた制度**であり、**単身世帯と夫婦世帯では必要な生活費が異なることを考慮**している現行の制度設計は、**合理的な仕組み**であると考えます。

図表 4 の上段で、論点 1 の議論の構造を、図式化してみました。この制度が不公平だとみる人は、**応益負担・個人単位を基本とする考え方**です。一方、この制度の意義・役割を評価する人は、公的年金制度について、**応能負担・必要に応じた給付・世帯単位の要素を組み合わせる考え方**です。長年、この議論がかみ合わないまま続いているのは、公的年金制度についての基本的な見方が異なるからです。

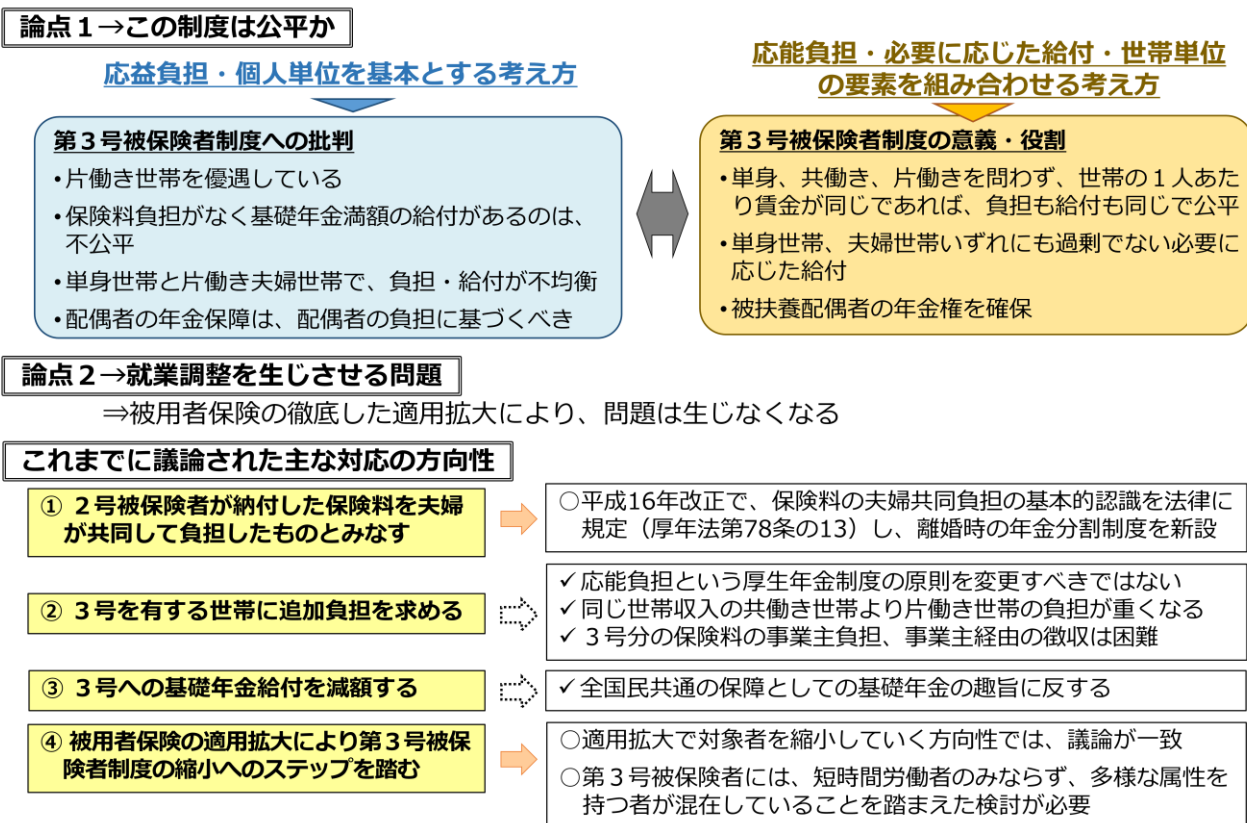
図表 4 の下段に、これまで議論された 4 つの案について、簡単に整理しました。

方法 1 の考え方に基づいて、平成 16 年改正で、**厚生年金保険料の夫婦共同負担の基本認識が、法律上明記**されました。このため、「第 3 号被保険者は、保険料を負担しないのに給付があるのは不公平ではないか」という論点については、**既に法律上明確になり、解決**していると言えるでしょう。

方法 2 の追加負担や、方法 3 の基礎年金給付の減額については、それぞれ問題点があり、今後の見直しの方向とすることはできないと思います。

図表 4

第 3 号被保険者制度に関する議論の構造



方法 4 の被用者保険の適用拡大により第 3 号被保険者を縮小することについては、議論が一致しており、短時間労働者の適用拡大や、個人事業所の非適用業種の解消、5 人未満個人事業所を含め、段階的に適用拡大を進めていきます。その上で、残った部分についてどう考えるか、という議論になります。

この残る部分には、多様な属性を持つ人たちが混在しており、本人が病弱であったり、軽度の障害を持っていたり、子育て、介護、失業、学び直し、ボランティア活動などの様々な事情で、就労していない人が多数残ります。そのような人にも基礎年金を保障するためには、第 3 号被保険者制度は、大変有効な制度です。

第 3 号被保険者の対象を、子育て、介護などの事情がある人に限定してはどうか、という意見もありますが、被用者保険の適用事務として、子育て、介護などの事情がある人であるか否かを判定する事務を行うことは、実務的に難しいと思います。

夫（妻）が高所得者の世帯で、働く必要がないために専業主婦（夫）をしている人には、追加の保険料を負担してもらって良いではないか、という意見もあると思います。気持ちは分からないわけではありませんが、どこで所得の線引きをするか難しいですし、そもそも、報酬比例の保険料ですから、所得の高い世帯は、既に、平均的な所得の世帯よりも多く基礎年金財政に貢献しています。

民主党政権のときに検討の方向として掲げた**二分の二乗方式**は、**配偶者がある場合に、夫婦の納めた保険料を合算して2分したものを、それぞれの納付保険料とする方式**です。平成14年の年金部会に提出された4つの案のうち、方法I「夫婦間の年金権分割案」の考え方を進めて、「**保険料の夫婦共同負担の基本的認識**」を、片働きの場合だけでなく、**共働きの場合にも適用し、報酬比例年金の年金額の基本的な計算方法にしよう**というものです。

第3号被保険者制度にこの考え方を取り入れるとすると、現行制度で離婚時の厚生年金の分割で行われているような仕組みを、婚姻継続中も自動的に行うこととなります。

夫婦の厚生年金の標準報酬を合算して2分した額を、それぞれの保険料納付記録とする方法は、障害年金や遺族年金に大きな影響が生じます。**配偶者のうち収入の多い方が障害になったり、死亡した場合でも、合算して2分した額が、障害厚生年金や遺族厚生年金の年金額の計算根拠となり、現行制度より給付額が少なくなってしまう**。

障害や配偶者の死亡といった世帯の稼得能力の減少に対する保険給付という役割を考えると、二分二乗方式よりも、現行方式の方が良いと考えます。

私は、**勤労者皆保険を徹底して進めた上で、第3号被保険者制度は維持するのが良い**と考えています。

3. 老齢厚生年金の配偶者の加給年金と老齢基礎年金の振替加算の今後

① 配偶者の加給年金は、基礎年金ができる前の制度が一部残っているもの

厚生年金の加給年金は、**老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権発生当時に生計を維持する配偶者・子がいる場合に、その扶養の実態に着目し、年金給付の額に加給年金額を加算する**仕組みです。

先述の図表1の左側の図のように、**厚生年金ができた当初**は、夫が家計の主たる担い手という時代の中で、夫の年金に加給年金を加算し、**夫分の年金で、夫婦2人分の老後の所得保障を図る仕組み**でした。加給年金は、昭和29年の厚生年金保険法の全面改正時に作られた制度です。そして、昭和60年改正による基礎年金創設により、図表1の右側の図のように、**夫の老齢厚生年金の定額部分と報酬比例部分の一部と加給年金が切り出されて、妻の老齢基礎年金に移行**しました。

現在の老齢厚生年金の配偶者の加給年金の仕組みは、図表5のとおりです。配偶者の加給年金は、従来の加給年金が、**夫が年上の夫婦の場合に、夫が65歳になって老齢厚生年金の支給が開始された時点から、妻が65歳となって自身の老齢基礎年金の受給が始まるまでの間に支給される加算として残った**ものです。(以下、夫と妻が逆も同じ)

図表 5

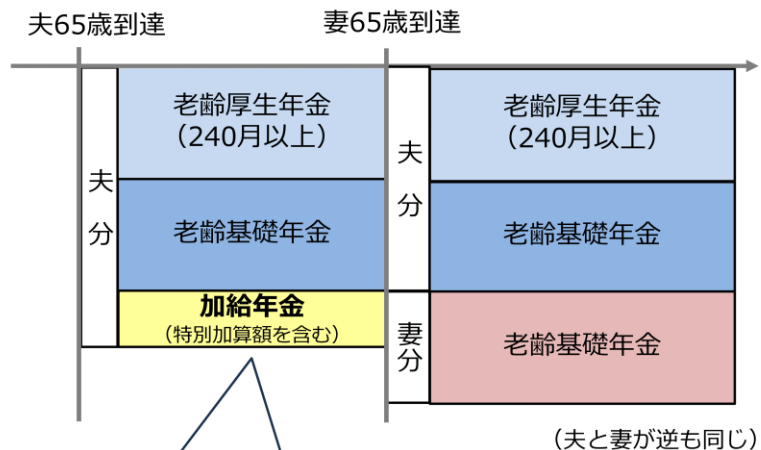
老齢厚生年金の配偶者の加給年金

老齢厚生年金の受給権発生時に生計を維持する配偶者について、その扶養の実態に着目した加算

基礎年金制度の施行前の加給年金制度のうち、基礎年金に移行しなかった65歳未満の部分が残っているもの

支給要件

- ・ 厚生年金の被保険者期間が20年（240月）以上ある老齢厚生年金の受給権者であること
- ・ 受給権を取得したときに生計を維持している65歳未満の配偶者がいること
- ・ 老齢厚生年金の繰下げ待機中は支給されない（繰下げ増額の対象とならない）
- ・ 加算対象の配偶者が、厚生年金の被保険者期間20年（240月）以上の老齢厚生年金を受給することができる場合は、支給停止



加給年金の額（令和5年度）

- 年22万8,700円（月1万9,058円）
- 配偶者加給の特別加算額を含めると、
年39万7500円（月3万3,125円）
→老齢基礎年金の1/2程度

加給年金の支給要件は、本人（夫）の厚生年金の被保険者期間が20年（240月）以上あることと、受給権を取得したときに生計を維持している65歳未満の配偶者がいることです。

加算対象配偶者（妻）が、厚生年金の被保険者期間20年（240月）以上の老齢厚生年金を受給することができる場合は、妻が年金保障上独立しているとして、加給年金の加算は停止されます。

また、老齢厚生年金の加算なので、本人（夫）が老齢厚生年金を繰り下げ待機している間は、支給されません。加給年金の部分は、繰下げ増額の対象にもなりません。

加給年金の額は、年額22万8700円（令和5年度）ですが、配偶者の加給年金には、特別加算額が加算されますので、年額39万7500円（月額3万3125円）が支給されます。この配偶者加給の特別加算額は、昭和60年改正の衆議院での国会修正により、追加されたもので、加給年金額に特別加算額を合わせれば、老齢基礎年金の満額の2分の1程度の額になるようにされたものです。

②老齢厚生年金の配偶者の加給年金は、必要性が低下しており、早急な廃止が妥当

老齢厚生年金の配偶者の加給年金は、①女性の就労が進展し、共働き世帯も増加する中で、必要性が低下してきていること、②妻が年下の場合のみ受給できる、夫・妻の年齢差が大きい

ほど累積受給額が多くなるなど、年齢に基づく不公平感があること、③繰下げ待機期間中は加算されないことから、繰下げ受給の選択を歪めるおそれがあること、という課題が指摘されています。このため、**廃止すべき**という意見があり、私もそのように考えます。

夫が家計の主たる担い手として就労し、中高年の女性の就労の機会が少なかった時代に、夫が退職して年金生活者となると、夫が扶養する妻について加給年金が必要、という古い時代の制度設計であり、いわば「昭和の遺制」であって、早急に廃止することが妥当と考えます。

配偶者の扶養に着目した制度として、第3号被保険者制度と、配偶者の加給年金がありますが、私は、2⑤で述べたように、第3号被保険者制度は、被用者保険の適用拡大を徹底して、対象者を縮小しつつ、残る対象者については、現行制度の維持が必要と考えますが、加給年金については、早急な廃止が妥当と考えます。

この違いは、**加給年金は、配偶者の65歳到達までの間の生活保障**であるのに対し、**第3号被保険者制度は、配偶者の65歳以降の生活保障**であるという違いがあるからです。

加給年金は、配偶者の65歳到達までの有期給付であり、**年金の支給開始年齢である65歳までの期間は、年金制度上、拠出期間**であること、また、**65歳までの就労、女性の就労の進展**が見られることといった状況を踏まると、老齢厚生年金の配偶者加給を廃止すべきと考えます。基礎年金の拠出期間の45年化が行われれば、その必要性はさらに高まります。

一方、第3号被保険者制度については、**勤労者皆保険が進んでも、病弱、子育て、介護、失業、学び直し、その他の理由で就労していない人も多く、配偶者の65歳到達以降の給付の必要性**に変わりはないこと、また、65歳以降は年金制度上で受給期間と位置付けられること、といった状況を踏まえ、制度は維持すべきと考えます。

また、厚生年金の加給年金には、「**老齢厚生年金の子の加給**」もありますが、**18歳未満の子は、女性の就労の進展のような事情はなく、子育て支援の観点から、維持すべき**と考えます。

「**障害厚生年金の配偶者加給**」については、**老齢と異なり予見できない保険事故により受給する年金給付であり、維持すべき**と考えます。

老齢厚生年金の配偶者の加給年金は、令和2年度末で**対象者が96万人、年間の支給額が3743億円**です。支給期間が短いので廃止をしても影響が少なく、廃止により浮く財源を使って、厚生年金の他の給付の充実に振り向けることもできます。

③基礎年金の振替加算は、基礎年金創設時の経過措置であり、新規の支給は近く終了する
配偶者の加給年金に関連する制度として、基礎年金の振替加算の制度があります。

基礎年金の振替加算は、先述の図表1の図のように、**昭和60年改正前の給付設計から、基礎年金導入後の給付設計への移行が成熟するまでの間の経過措置**として設けられた制度です。

夫に支給される厚生年金の一部を切り出して、妻分の基礎年金を独立させる過程で、**制度改正後の妻の加入期間が短い人は、老齢基礎年金の額が少ない額**となってしまうことから、**加給年金から振り替えた「振替加算」を支給して補うもので、妻の加入期間が伸びて基礎年金が充実していくにつれて、「振替加算」は逡減していく仕組み**です。(以下、妻と夫が逆も同じ)

振替加算の仕組みは、図表6の図のとおり、妻が年下のケースと、妻が年上のケースで、支給の開始のタイミングが違います。

妻が年下のケースでは、夫が65歳になって老齢厚生年金を受給すると、**配偶者の加給年金**が加算されます。そして、妻が65歳になると、妻自身の老齢基礎年金の支給が始まりますので、**夫の加給年金が終了する代わりに、妻の基礎年金に振替加算が加算**されます。

また、**妻が年上のケース**では、妻が65歳となった時点では、振替加算はされずに、**夫が65歳**となった時点から、**妻の老齢基礎年金に振替加算が加算**されます。基礎年金制度導入前は、夫が65歳となった時点で夫の厚生年金に配偶者の加給年金が加算されましたが、これが無くなった代わりに、妻の基礎年金に振替加算が加算されるものです。

図表6

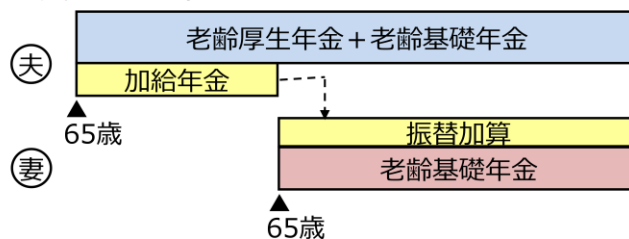
老齢基礎年金の振替加算

基礎年金制度の施行時に20歳以上であったために拠出期間が少ない人を対象とした経過的な加算制度

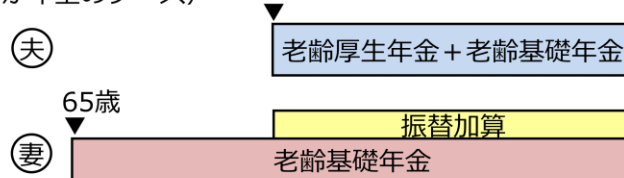
支給要件

- ・老齢基礎年金の受給権者（大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者に限る。）が65歳に達した日において、その者の配偶者によって生計が維持されていること
- ・65歳に達した日の前日において、配偶者が受給権を有する老齢厚生年金等の加給年金額の加算対象者となっていること
- ・被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受けることができる者でないこと
- ・老齢基礎年金の繰下げ待機中は、支給されない（繰下げ増額の対象とならない）

(妻が年下のケース)



(妻が年上のケース)



(夫と妻が逆も同じ)

振替加算の額（令和5年度）

- ・生まれた年に応じて、
年228,100円（月19,008円）
～年15,323円（月1,276円）
- ・昭和41年4月2日以降生まれの人は対象外

支給要件は、妻の年齢が、基礎年金制度施行時に 60 歳未満で基礎年金制度が適用される大正 15 年 4 月 2 日生まれ以降から、基礎年金制度施行時に 20 歳以上で拠出期間が 40 年に満たない昭和 41 年 4 月 1 日生まれまでの人に限られます。また、妻が 65 歳に達した日において、夫に生計維持されていること、そして、妻が 65 歳に達した日の前日において、夫が受給権を有する老齢厚生年金等の加給年金額の加算対象者となっていることが必要です。

妻が、**被保険者期間 240 月（20 年）以上の老齢厚生年金等を受けることができる者である場合は、加給年金が支給停止されることと同様、振替加算も支給されません。**

また、老齢基礎年金の加算なので、妻が**老齢基礎年金を繰り下げて待機している間は、支給されません。**振替加算の部分は、繰下げ増額の対象にもなりません。

振替加算の金額は、生まれた年に応じて、年 228,100 円（月 19,008 円）から年 15,323 円（月 1,276 円）に逡減していきます。**昭和 41 年 4 月 2 日以降生まれの人は、昭和 61 年 4 月に基礎年金制度が創設された時点で 20 歳未満であり、それから 40 年の拠出期間を満たすことができることから、振替加算の対象外です。**

昭和 41（1966）年生まれの人が 65 歳に到達するのは、令和 13（2031）年です。これ以降に 65 歳になる人からは、振替加算は経過措置の役目を終え、終了する制度です。

これより前の生まれ年の人で、既に支給対象となっている人に対しては、基礎年金の成熟途中の人に対する加算ですから、振替加算は終身の支給が維持される必要があります。

※本稿は、「週刊 年金実務」（社会保険実務研究所）の 2023（令和 5）年 7 月 10 日発行号に掲載されたものです。

※本稿における意見に係る部分は、筆者の見解を示したものであり、筆者が過去及び現在において属する組織の見解を代表するものではありません。

【筆者プロフィール】高橋俊之（たかはし としゆき）

1962 年東京都生まれ。1987 年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004 年から 2008 年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015 年から内閣府で大臣官房審議官（経済財政運営・経済社会システム担当）。2017 年から厚生労働省で年金管理審議官、2019 年から年金局長。2019 年の財政検証、2020 年の年金制度改正法案等を担当。2022 年 6 月退官。10 月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。